

浦添市コミュニティバス導入検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 浦添市における交通不便地域の解消や高齢化社会への対応、沖縄都市モノレールと連携した公共交通の確保等、地域の実情に即したコミュニティバス導入について必要事項を検討し、移動の利便性向上を図ることを目的に浦添市コミュニティバス導入検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) コミュニティバス実証実験に係る計画及び実施等に関すること
- (2) その他コミュニティバスの運行に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は「委員会」、「幹事会」で組織し、その構成は別表1、別表2のとおりとする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は浦添市都市建設部長、副委員長は浦添市市民部長とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 所用により委員会に出席することができない委員は、代理の者を出席させることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には浦添市都市計画課長、副幹事長は浦添市市民生活課長とする。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 所用により幹事会に出席することができない幹事は、代理の者を出席させることができる。
- 6 幹事長が必要と認めるときには、幹事以外の者に出席させることができる。
- 7 幹事会は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ審議し調整を図る。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、浦添市都市計画課に置く。

(設置期間)

第7条 協議会の設置期限は、施行の日より平成23年3月31日までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定める他、協議会の運営に必要な事項は委員長で定める。

附 則 この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

浦添市コミュニティバス導入検討協議会

委員会名簿

| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|----|------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 1 | (社)沖縄県バス協会 | 専務理事 | 中山 靖章 |
| 2 | 浦添商工会議所 | 専務理事 | 浦崎 勝 |
| 3 | 浦添市婦人連合会 | 会長 | 仲西 郁代 |
| 4 | 浦添市女性団体連絡協議会 | 会長 | 松田 ミサ子 |
| 5 | 浦添市老人クラブ連合会 | 総務部長 | 上亀 直一 |
| 6 | NPO法人 ライフサポートてだこ | 代表理事 | 松本 哲治 |
| 7 | 内間自治会 | 総務部長 | 玉城 勲 |
| 8 | 宮城自治会 | 副会長 | 翁長 盛幸 |
| 9 | 緑ヶ丘自治会 | 副会長 | 豊見山 浩 |
| 10 | 浅野浦自治会 | 育成部長 | 桃原 徹雄 |
| 11 | 伊祖自治会 | 書記 | 渡名喜 弘子 |
| 12 | 内閣府 沖縄総合事務局 | 運輸部 企画室長 | (紺野 博行) 広瀬 行久 |
| 13 | 内閣府 沖縄総合事務局 | 運輸部 陸上交通課長 | 前里 正 |
| 14 | 内閣府 沖縄総合事務局 | (南部国道事務所 道路環境対策官) 南部国道事務所 調査第一課長 | (安次富 長一) 眞栄里 和也 |
| 15 | 沖縄県 | 中部土木事務所 技術総括 | 池原 盛美 |
| 16 | 浦添警察署 | 交通課長 | (石川 昌幸) 比嘉 正三 |
| 17 | 浦添市 | 都市建設部長 | 銘苅 秀盛 ○ |
| 18 | 浦添市 | 市民部長 | 新垣 浩 □ |
| 19 | 浦添市 | 企画部長 | 当山 裕 |
| 20 | 浦添市 | (福祉保健部長)福祉部長 | 名護 正輝 |
| 21 | 浦添市 教育委員会 | 指導部長 | 又吉 繁 |

○:委員長 □副委員長 ()は前任者または前所属名